

(裏面)

(3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その刑の執行が終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）		
罰金以上の刑に処せられたことの有無		1 有 2 無
執行を受けることのなくなった年月日		
(4)狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）		
免許を取り消されたことの有無		1 有 2 無
年 月 日	免 許 の 種 類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事
記載上の注意事項 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 2 ※印欄には、申請者は記載しないこと。 3 申請書には、次に掲げる資料を添付すること。 (1) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し (2) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書（発行日から6箇月以内のものに限る） (3) 申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真1枚 4 (1)において、ライフル銃を所持している者にあっては、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下の銃。いわゆるハーフライフル銃）の場合、所持許可証番号の下に「既得所持」（銃刀法改正施行（令和7年3月1日）前に取得の場合）又は「新規所持」に丸印を記載すること。		
※個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。		
個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意		1 同意する 2 同意しない

※ 証 紙 納 付 照 合 欄	
証紙納付金額	円
納付年月日	令和 年 月 日